平成２４年（フ）第４０９７号
大阪市生野区中川西３丁目１番７号
債務者　嶋津ノーラこと嶋津ノーラパギリナンこと　シマヅノーラパギリナ
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４１２０号
大阪府門真市三ツ島98―178―111、住民票上の住所大阪市東淀川区井高野４丁目６番６―109号
債務者　石川　洋平
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４１２２号
大阪市平野区背戸口１丁目７番21―202号
債務者　谷口　　剛
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４１２３号
大阪市生野区林寺６丁目７番33号
債務者　三浦　聖和
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４１４１号
大阪市淀川区三国本町３丁目８番５―708号
債務者　中塩　一美
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４１５５号
大阪府門真市栄町16番５号　西村ハイツ103号
債務者　塚原　朋也
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４１９３号
大阪市淀川区十三本町２丁目５番９号
債務者　下橋亜由美
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４２０５号
大阪府豊中市刀根山６丁目16番３号、前住所大阪府豊中市玉井町１丁目８番22―401号
債務者　永見　久美（旧姓堀）
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４２２４号
大阪府豊能郡能勢町平通101番地の658
債務者　長原　直子
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４２３３号
大阪市都島区大東町３丁目３番２―702号、前住所大阪市北区長柄東２丁目８番36―1202号
債務者　柏本　妙子
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４２３６号
大阪市東淀川区井高野２丁目５番１―509号
債務者　藤枝　修一
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３１号
大阪府泉大津市我孫子94番地の１小林マンション101号
債務者　中島　義治
1　決定年月日時　平成24年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第１８５号
大阪府泉北郡忠岡町北出２丁目９番52号、前住所大阪府泉北郡忠岡町忠岡東２丁目26番19―103号
債務者　中井　　優
1　決定年月日時　平成24年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第３６５号
大阪府和泉市府中町八丁目２番11―305号
債務者　山田　幸弘
1　決定年月日時　平成24年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第３６９号
大阪府泉大津市森町２丁目２番４―103号、前住所大阪府堺市堺区七道東町126番地70
債務者　福本　大信
1　決定年月日時　平成24年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第３７８号
大阪府岸和田市岸野町13番５号
債務者　藤原　玲子
1　決定年月日時　平成24年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第３８１号
大阪府貝塚市半田1022番地４棟502号
債務者　上藤　千代
1　決定年月日時　平成24年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係